



報道発表資料



山形労働局発表

平成29年3月17日(金)

担当

山形労働局雇用環境・均等室

室長 青山 雄一

助成金係長 芳賀 洋子

電話 023-624-8228

～次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業～

「子育てサポート企業」を4社認定!

山形労働局(局長 相浦 亮司)では、この度、

株式会社 萬屋薬局 (代表: 代表取締役 中村 妙子) **1回目**

ミクロン精密株式会社 (代表: 代表取締役 榎原 憲二) **1回目**

OK | サーキットテクノロジー株式会社 (代表: 代表取締役社長 西村 浩) **1回目**

AGCディスプレイグラス米沢株式会社 (代表: 代表取締役社長 三谷 孝) **2回目**

を子育て支援に積極的に取り組んでいる「子育てサポート企業」として、新たに認定いたしました。

この認定を受けるためには、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援について「一般事業主行動計画」を策定し、女性の育児休業取得率が70%以上※であること、男性の育児休業等取得者がいること等一定の基準を満たす必要があります。

子育てサポート企業認定通知書交付式は以下のとおりです。

※ 平成27年4月以降の行動計画については75%以上と改正されています。

◆認定通知書交付式

・日時 平成29年3月23日(木) 13時30分～

・場所 山形労働局 大会議室

(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階)

・認定企業

株式会社 萬屋薬局 (山形市)

ミクロン精密株式会社 (山形市)

OK | サーキットテクノロジー株式会社 (鶴岡市)

AGCディスプレイグラス米沢株式会社 (米沢市)



認定マーク (愛称: くるみん)

認定された企業は、このマークを商品、広告、求人広告及びホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることができます。

◆認定企業の概要 ①

株式会社萬屋薬局

代表者	代表取締役	<small>なかむら</small> 中村	<small>たえこ</small> 妙子
事業内容	保険薬局・医薬品販売		
労働者数	61人（男性11人 女性50人）		
所在地	山形市六日町2-3		
電話番号	023-623-1824		



●行動計画

- 1 計画期間 平成27年2月1日～平成29年1月31日
- 2 行動計画の内容
 - ① 妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配付し、制度の周知を図る。
計画期間内に、制度の理解度を95%以上にする。
 - ② 子供が保護者である社員の働いているところを見学できる「こども参観日」を平成29年1月までに実施する。

●行動計画取組結果

- ① 厚生労働省パンフレットを参考にパンフレットを作成し、社員に配付した。
その内容についての社員の理解度の調査を実施したところ、理解度は100%となった。
- ② 「こども参観日」を企画し、3支店1部署において実施した。

◆認定企業の概要 ②

ミクロン精密株式会社

代表者	代表取締役	さかきばら けんじ 榊原 憲二
事業内容	精密工作機械製造販売	
労働者数	215人（男性184人 女性31人）	
所在地	山形市蔵王上野578-2	
電話番号	023-688-8111	



●行動計画

1 計画期間 平成25年3月1日～平成29年2月28日

2 行動計画の内容

- ① 平成29年2月までに、すでに確立したインターンシップカリキュラムを見直し、より効果的な研修を行うため、受講者側の効果確認を反映させ、更なるレベルアップを図る。
- ② 平成29年2月までに、毎週金曜日のノー残業デーの徹底と、所定外労働の削減もしくは有給休暇の取得率の向上を図る。

●行動計画取組結果

- ① 平成27年9月に行ったインターンシップ研修生の意見を吸い上げ、次のカリキュラムに導入した。
- ② 平成28年9月から、毎週金曜日のノー残業デーに加え、毎週水曜日もノー残業デーとした。
所定外労働の削減のために、過重労働解消セミナーに参加した社員が、当日の終了時刻と業務内容を、午後までにリーダーに報告し、業務内容の見える化と翌日作業とするよう促す取組を実施した。
また、有給休暇取得率の向上のために、有給休暇取得推進日を設け、取得できない社員がいた場合、管理課より、上司へ取得を促すメールを行った。

◆認定企業の概要 ③

OKIサーキットテクノロジー株式会社

代表者	代表取締役社長	<small>にしむら ひろし</small> 西村 浩
事業内容	プリント配線板製造販売	
労働者数	325人（男性241人 女性84人）	
所在地	鶴岡市宝田1-15-68	
電話番号	0235-24-3451	



●行動計画

- 1 計画期間 平成27年1月1日～平成29年2月28日
- 2 行動計画の内容
 - ① 計画期間内に、育児休業取得状況を次の水準以上にする。
 - ・男性の育児休業取得：1名以上
 - ・女性の育児休業取得率：80%以上
 - ② 平成27年6月までに、所定外労働を削減するため、変形労働時間制を導入する。
 - ③ 地域の子供の工場見学及び若者のインターンシップ受け入れを行う。

●行動計画取組結果

- ① 男性の育児休業取得人数：3名
女性の育児休業取得率：200%（計画期間内に育休取得等を取得した者の数／計画期間内に出産した者の数）となった。
- ② 平成27年2月に、1か月単位の変形労働時間制を導入し、平成27年4月より運用を開始した。
- ③ 関係行政機関や学校と連携を図り、平成27年7月よりインターンシップの受け入れを開始し、また、平成27年9月から工場見学の受け入れを開始した。

◆認定企業の概要 ④

AGCディスプレイグラス米沢株式会社

代表者	代表取締役社長 <small>みたに たかし</small> 三谷 孝
事業内容	フラットパネルディスプレイ用 ガラス基板・車載ディスプレイ 用カバーガラスの製造
労働者数	475人（男性393人 女性82人）
所在地	米沢市八幡原4-2837-11
電話番号	0238-28-8301



●行動計画

1 計画期間 平成25年4月1日～平成29年2月28日

2 行動計画の内容

- ① 計画期間内の男性の育児休業取得者を1名以上とする。
- ② 現状の育児・介護制度の利便性を高めるよう改善する。

●行動計画取組結果

- ① 男性の育児休業取得人数：1名となった。
- ② 子の看護休暇及び家族介護休暇制度について、1名の場合は年間7日間、2名以上の場合は年間14日間という法を上回る制度を有していたが、さらに、今年の育児・介護休業法の改正に先駆けて、平成28年4月1日より、半日取得を可能とした。

育児・介護休業法に基づく子の看護休暇

- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるために、休暇を取得することができる。

育児・介護休業法に基づく介護休暇

- ・要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う従業員は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話を行うために、休暇を取得することができる。

添付資料

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況
- 子育てサポート企業の認定について
- 育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況

1 県内における認定企業（平成29年3月14日現在）

(1) 認定（くるみん）企業数

平成29年3月14日現在、管内における認定企業は35社である。



	認定企業数
常時雇用労働者 301人以上の企業	14社
常時雇用労働者 101人以上 300人以下の企業	16社
常時雇用労働者 100人以下の企業	5社
合計	35社

(2) 認定（くるみん）企業一覧

	企業名	認定年 (平成)	所在地	業種	労働者数
1	山形カシオ株式会社	19年	東根市	製造業	718人
2	株式会社山形銀行	21年	山形市	金融業	2,171人
3	日東ベスト株式会社	23年 27年	寒河江市	製造業	2,071人
4	株式会社ユニバーサル山形	24年	山形市	訪問介護事業	39人
5	キャド・キャム株式会社	24年 26年 28年	鶴岡市	建築設計業	89人
6	モガミフーズ株式会社	25年	河北町	製造業	427人
7	東ソー・クォーツ株式会社	25年	山形市	製造業	301人
8	AGCディスプレイガラス米沢株式会社	25年 29年	米沢市	製造業	475人
9	株式会社コヤマ	25年	村山市	製造業	219人
10	特定医療法人敬愛会	25年	尾花沢市	医療及び社会福祉・介護事業	293人
11	株式会社山本製作所東根事業所	26年 28年	東根市	製造業	334人
12	株式会社東北福祉サービス	26年	山形市	社会福祉・介護事業	187人
13	学校法人羽陽学園	26年	山形市	教育・学習支援業	123人
14	社会福祉法人慈敬会	26年	村山市	社会福祉・介護事業	161人
15	朝日金属工業株式会社	27年	長井市	製造業	52人
16	株式会社山形富士	27年	寒河江市	製造業	183人
17	山形信用金庫	27年	山形市	金融業	193人
18	株式会社丸市運送	27年	東根市	運輸業	253人
19	社会福祉法人白鷹福祉会	27年	白鷹町	社会福祉・介護事業	197人
20	昭和電工HD山形株式会社	27年	東根市	製造業	373人
21	株式会社寒河江測量設計事務所	27年	寒河江市	建築設計・測量業	45人
22	鶴岡信用金庫	27年	鶴岡市	金融業	241人

23	山形環境保全協同組合	27年	山形市	廃棄物処理業	169人
24	ミドリオートレザー株式会社	27年	山形市	製造業	153人
25	北洋加工株式会社	27年	山形市	製造業	202人
26	エヌ・デーソフトウェア株式会社	28年	南陽市	情報通信業	471人
27	株式会社荘内銀行	28年	鶴岡市	金融業	1,571人
28	医療法人社団松柏会	28年	山形市	医療業	429人
29	ペーリンガーインゲルハイム製薬株式会社	28年	東根市	製造業	183人
30	東北パイオニア株式会社	28年	天童市	製造業	604人
31	国立大学法人山形大学	28年	山形市	教育・学習支援事業	2,156人
32	株式会社ジョインセレモニー	28年	山形市	冠婚葬祭業	278人
33	株式会社萬屋薬局	29年	山形市	保険薬局・医薬品販売	61人
34	ミクロン精密株式会社	29年	山形市	製造業	215人
35	OKIサーキットテクノロジー株式会社	29年	鶴岡市	製造業	325人

(3) 特例認定（プラチナくるみん認定）企業数

平成29年2月末現在、管内における特例認定企業は1社である。



	特例認定企業数
常時雇用労働者 301人以上の企業	1社
常時雇用労働者 101人以上 300人以下の企業	0社
常時雇用労働者 100人以下の企業	0社
合計	1社

(4) 特例認定（プラチナくるみん認定）企業一覧

	企業名	認定年 (平成)	所在地	業種	労働者数
1	株式会社山形銀行	27年	山形市	金融業	2,099人

2 東北6県の認定の状況（平成29年2月末現在）

青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	全国
18(1)	28(1)	29(1)	20	32(1)	30(1)	2,678 (116)

3 県内企業における一般事業主行動計画策定届の届出等の状況（平成29年2月末現在）

企業数		届出企業数		
労働者 301人以上	労働者 101人以上 300人以下	労働者 301人以上	労働者 101人以上 300人以下	労働者 100人以下
104	354	104 (届出率 100%)	353 (届出率 99.7%)	141

子育てサポート企業の認定について

●くるみんマークの認定とは

- ・ 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみんマークの認定）を受けることができます。
- ・ 認定を受けると、以下のようなメリットがあります。



☆ 次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

さらに、税制上の優遇措置を受けることができます。

- ・ 認定を受けるためには、9つの認定基準を満たす必要があります。

●認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および従業員への周知を適切に行っていること
- 5 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいること
- 6 計画期間内の女性の育児休業等取得率が70%以上であること
- 7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
- 8 次の①から③のいずれかを実施していること
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要

1 育児休業制度

- 従業員は、事業主に申し出ることにより、原則として子の1歳の誕生日の前日まで、1回に限り、育児休業をすることができます。
- 両親がともに育児休業をするなど一定の要件を満たす場合は、育児休業期間を1歳2か月まで延長できます〔ただし、それぞれの育児休業の期間（女性の場合は産後休業と育児休業を合計した期間）は1年間の限度です。〕。
- 子が1歳以降、保育所に入れられないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

2 短時間勤務制度

- 事業主は、3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

3 子の看護休暇

- 小学校就学前までの子を養育する従業員は、事業主に申し出ることにより、小学校就学前までの子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位又は半日単位で休暇を取得することができます。
- 子の看護休暇は、病気やけがをした子の看護を行うためや、子に予防接種または健康診断を受けさせるために利用することができます。

4 所定外労働の制限

- 3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、その従業員を所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

5 法定時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。

6 深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、その従業員を深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはなりません。